

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 善心会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人善心会(以下「法人」という。)の業務に従事する役員等の報酬、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事および評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬については、社会福祉法人善心会職員給与規程(以下、給与規程という)により支給する。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、理事、監事および評議員に対して次のとおり日当を支給する。

1日 4時間以内 5,000円

1日 4時間以上 10,000円

3 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第2項は適用しない。

(報酬の支払方法)

第4条 第3条2項の役員等についての報酬の支払いは、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(報酬の総額)

第5条 第3条2項に規定する役員等の報酬については、各年度の一人あたりの総額が100,000円を超えない範囲内で支給する。

(交通費)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 第3条1項の役員等については、交通費届により給与規程にしたがった金額を支給する。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

(2) 第3条2項の役員等については、交通費届により給与規程にしたがった金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第7条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第8条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分し、社会福祉法人善心会 旅費規程（以下、旅費規程という）により支給する。

2 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第9条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第10条 出張者は出張終了後7日以内に領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後7日以内に領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 慶 弔

(受章祝金)

第11条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、岐阜県知事等の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第12条 役員等が傷病により入院が継続して7日以上に及んだときは、社会福祉法人善心会 慶弔見舞金規程（以下、見舞金規程という）により見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第13条 役員等が天災・事故等不慮の災害を受けたときは、見舞金規程により見舞金を支給する。

(弔慰金)

第14条 役員等が死亡したときは、見舞金規程の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第15条 役員等の親族等が死亡したときは、見舞金規程の定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第5章 改 正

(改正)

第16条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人善心会評議員会および理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

別表1（祝金）

区 分	支 給 基 準 額
受 章 祝 金	ア、岐阜県知事、厚生労働大臣等表彰受賞のとき 20,000円 イ、国の褒章制度による褒章受章のとき 30,000円 ウ、.理事長が指定した褒章 10,000円以上30,000円以内

